

# 粉じん障害防止規則及びじん肺法施行規則の一部を改正する省令案について

## 1. 現状

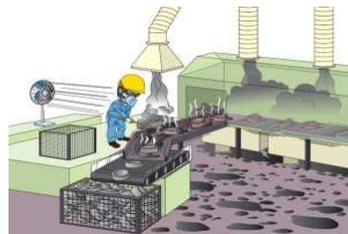
鋳物工場の製造作業には造形(型込め)作業、鋳込み作業、型ばらし作業、仕上げ作業等があるが、現在は「造形(型込め)作業」のみ「粉じん作業」として定められていない。



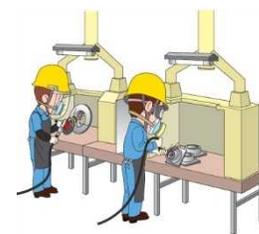
<造形(型込め)作業>



<鋳込み作業>



<型ばらし作業(堰折り作業)>



<仕上げ作業>

鋳物製造業における  
リスクアセスメントマ  
ニュアル(厚生労働省)  
より転載

現行では「粉じん作業」として位置づけ

## 2. 改正内容

調査研究により造形(型込め)作業も粉じんばく露のリスクがあると判明し、粉じんによる健康障害防止措置が必要との意見を踏まえ、「砂型を造形する場所における作業」について、「粉じん作業」を定義している粉じん障害防止規則別表第1及びじん肺法施行規則別表に追加するとともに、呼吸用保護具を使用させなければならない作業として粉じん障害防止規則別表第3に追加する。

### 新たに実施することとなる措置

粉じん障害防止規則・・・ { 全体換気の実施、休憩設備の設置、清掃の実施 (別表第1)  
呼吸用保護具の使用 (別表第3)  
じん肺法施行規則…………… じん肺法に基づく健康診断 等 (別表)

○施行日 平成27年10月1日(予定)